

弁護士会の国際活動

— 国際法曹団体、海外弁護士会との外交及び法的知見の交換 —

果てしなく広がる法律問題のグローバル化。国際委員会は、当会の国際活動を担うべく活発にセミナーを開催するなど、積極的に他国の弁護士や法曹関係者との交流に努めています。2022年9月には228名という多数の受講者を集め、アジア太平洋地域の法律家で構成するLAWASIAとの間で、各国のデータ保護法を題材とするセミナー（ウェビナー形式）を共催しました。

今年に入り、パキスタンのラホール弁護士会との交流では、「夫が3回離婚を宣言すると離婚が成立する場合がある」との貴重な情報がもたらされたり、米国法曹協会（ABA）との共催イベントでは、弁護士をはじめ法曹関係者が抱える過労やストレスの深刻化など、日本の法曹界とも共通する問題が紹介されたりしています。

国境を越え、驚きと共感に満ちた弁護士・弁護士会の交流の成果を、ぜひご一読ください。

LIBRA編集会議 坂 仁根

CONTENTS

- | | |
|---|-----|
| 1 弁護士会の国際活動の概要 | 2頁 |
| 2 LAWASIA との関係強化及びその施策について | 5頁 |
| — 各国データ保護法を題材とするセミナー共催 — | |
| 3 Lahore (Pakistan) 弁護士会の東弁への表敬訪問 | 11頁 |
| — 災害への法的支援、ハーグ条約等の家族法に関するセッション — | |
| 4 ABA・東弁共催イベントを振り返って | 14頁 |

1 弁護士会の国際活動の概要

国際委員会委員長 樋口 一磨 (56期)



1 国際活動の目的

当会では、国際委員会を主な窓口として様々な国際活動を行っているが、その目的は、当会の国際社会におけるプレゼンスを高めると同時に、会員に対して他国の法制度や実務についての情報の提供、他

国の弁護士との交流の機会等を設け、会員の国際的素養の向上と業務拡大に資することと考えている。国際活動は、日弁連においても積極的に行われているが、東京にあって会員数が最大の単位会である当会として、独自に国際活動を行う意義は大きい。

2 国際的な法曹団体における活動

当会は、以下の国際法曹団体の会員であり、それらの年次大会を中心に国際委員会委員を派遣している。派遣された委員は、交流のある他の弁護士会メンバーと親交を深め、セッション等で得られた知見を会全体に還元している。

International Bar Association (IBA・国際法曹協会) は、約170か国から約190の弁護士会と約80,000名の弁護士が加盟する、世界最大の法曹団体であり、その年次大会には世界各地から5,000名を超える弁護士が参加する。

International Association of Lawyers (UIA・国際弁護士連盟) は、約110か国からのメンバーが加盟する法曹団体であり、参加者は欧州の弁護士が多い。

LAWASIA (ローエイシア) は、約40の国からのメンバーが加盟するアジア中心の法曹団体であり、弁護士だけでなく裁判官や学者の参加者も見受けられるのが特徴である。UIAとLAWASIAのイベント参加者は、年次大会でも数百名であり、IBAに比べて小規模である。

これらの団体が東京でイベントを企画する際は、当会も積極的に関与している。例えば、IBAが東京で年次大会を開催した2014年には、当会にてランチ交流会を主宰し、本会議に参加していない会員にも参加の機会を提供した。コロナ禍では、LAWASIAと後述する共同セミナーをオンラインで開催した。来る2024年3月には、UIAが東京にてGoverning Board Meeting (理事会会議) の開催を予定しており、当会としてはその機会を会員全体に享受してもらうべく調整していくつもりである。

3 World City Bar Leaders Conference (WCBL・世界大都市弁護士会会議) における活動

WCBLとは、世界の主要都市の弁護士会にて構成する組織であり、当会はニューヨーク、ロンドン、

パリの各弁護士会と共に創立メンバーとなっている。概ね年に一度、主要メンバーのいずれかの都市において各会のリーダークラスが集い、弁護士会としての共通の課題や問題意識、各弁護士会に固有のテーマなどについてプレゼンテーションや意見交換を行うとともに、トップレベルの継続的なネットワークを深める機会となっている。2017年には当会が東京で年次会議をホストし、上記都市に加え、上海、北京、台北、ローマ、アムステルダム、モントリオール、バルセロナ、香港、フランクフルト、ワルシャワ、及びシカゴの各弁護士会からのゲストをもてなした。日本の単位会でWCBLに参加しているのは当会のみであるところ、これを通じて各都市弁護士会との間では友好協定を締結しているに等しい連帯感が醸成されており、当会の国際活動において重要な位置付けといえる。本稿締切り時において、本年は10月にモントリオールで年次会議が開催される予定である。

4 個別の国及び都市弁護士会との交流

WCBLに加え、当会は、以下の弁護士会と個別の友好協定を結んでいる。顔ぶれからわかるように、WCBLを契機として発展した関係も多い。

- The Chicago Bar Association (2007～)
- The Council of Lawyers at the Paris Court of Appeal (Paris Bar Association) (2010～)
- Hong Kong Bar Association (2012～)
- The Law Society of Hong Kong (2012～)
- The Bar Association of Rome (2017～)
- The Barcelona Bar Association (2017～)
- The Vietnam Bar Federation (2018～)

これらのうち、香港とパリの各弁護士会からは、毎年、新年式 (Opening of Legal Year) への招待をいただいております。当会からも可能な限り理事者や国際委員会の正副委員長が参加している。それらはローカルな式典にとどまらず、香港ではアジア、パリでは欧州を中心とした隣国の各弁護士会のリーダー

が集い、交流を深め情報交換する貴重な機会となっている。

友好協定を締結している各弁護士会とは、双方の会員に向けた共同でのセミナーや交流イベントも企画する。これまで、そのようなイベント開催にあたっては地理的なハードルが高かったが、コロナ禍を経てバーチャルでのイベントが一般化してきたことを受け、国際委員会としては、今後は新しい形での会員への機会提供を促進していきたいと考えている。

友好協定を締結していない外国の弁護士会との間でも、表敬訪問を受けたり、共同でイベントを開催することがある。後述する American Bar Association や ラホール弁護士会との共催セミナーはその一例である。

5 テンプル大学との協同

テンプル大学ロースクールは、ジャパンキャンパスを有し、日本にいながらアメリカの LL.M. (修士号) を取得することができる貴重な大学である。当会は、2014 年から、同大学の協力を得て、所属講師陣により収録された講義を、会員サイトにてオンラインで公開している*1。内容は、リーガルライティングや英米法の基本知識といった基礎的なものを中心であり、講義数は執筆時点で 29 講ある。英語力のトレーニングを兼ねる観点から、全て英語で行われている。コロナ禍明けの本年 3 月には、当会にて、同大学ロースクール本校の学長らの訪問を歓迎し、今後の更なる協同について意見交換を行った。

6 セミナー・勉強会

当会では、国際委員会を中心として、国際取引法務や外国法に関するセミナー等を開催している。

恒例で行っているのは、毎年 10 月頃に開催する東

京三会国際セミナーである。これは東京三会が共同で開催し、セミナー後には懇親パーティーも実施している（コロナ禍を除く）。最近のテーマは、新しい順に「ウクライナ危機への国際的対応」「コロナ禍の下での法律業務の実情と課題」「職場における LGBT の権利とコンプライアンス～国際的な状況を踏まえ～」「国際仲裁・国際 ADR の最新状況」「国際会議・国際セミナーに参加しよう」であった。本年は「リーガルテックの現状と展望～法律事務所およびインハウスの視点から～」である。

他国の弁護士会と共同してセミナーを開催することもある。後述する例のほか、友好協定を結んでいるシカゴ弁護士会や香港律師会と開催した実績がある。

近年は、いわゆるコモンロー（判例法主義）に関する勉強会を継続的に開催している。国際委員会に縁のある英米法系出身の外国法事務弁護士に、そもそもコモンローやエクイティ（衡平法）とは何か、国際取引契約におけるコモンローの影響などの基本的事項について講義してもらっている。講義はあえて英語とし、英語を学ぶ機会としても提供している。本年度の夏期合同研究では、その内容を日本語でおさらいした。

また、本年度からは、当会の国際取引法部との情報交換や交流を密にすることで、国際的なテーマに関する情報提供の裾野を拡げたいと考えている。

7 外国弁護士との交流

国際的な法曹団体、友好協定先の弁護士会のメンバーなどが来日する際には、国際委員会が窓口となり、会員との交流の機会を設けることを模索している。また、東京三会国際セミナー後のパーティーなどにおいて、当会に登録された外国法事務弁護士（なお、当会に登録される外国法事務弁護士の登録要件については、国際委員会にて初期審査を行っている）と一般会員の交流の機会も提供している。

* 1 : <https://kenshu.toben.or.jp/>

東京弁護士会会員サイト > 東弁ネット研修バナー > 研修サイト TOP・カテゴリ【涉外】から【英文契約・法律英語】の項目を参照。
本稿校了時点の講義数は 21 講。

2 LAWASIA との関係強化及びその施策について ―各国データ保護法を題材とするセミナー共催―

国際委員会副委員長 三好 慶 (60 期)

2022年9月15日、当会とThe Law Association for Asia and the Pacific（以下「LAWASIA」という）との間で各国データ保護法を題材とするセミナー（以下「本セミナー」という）が共催された。本セミナーは、ウェビナーの形式にて開催され、当会とLAWASIAとを合わせ、14名が登壇し、かつ、228名という多数の受講者が参加し、成功裏に終わった。

本セミナーは、参加者に対し、各国データ保護法についての最新情報の提供を可能としたのみならず、当会とLAWASIAとの関係強化のための大きなマイルストーンとなる施策となったため、本稿において、その内容を報告する。

1 LAWASIAとは

(1) LAWASIA とは

LAWASIAは、1966年にオーストラリアのキャンベラで設立された、アジア太平洋地域を中心とする40を超える国、地域の弁護士、裁判官、法学者、法曹団体からなる法曹団体であり、これらの国、地域の法曹界の関係を強化のうえ、その権利や利益を擁護している。

LAWASIAの組織は、理事会や各委員会により構成され、現在、事務局はオーストラリアのシドニーに置かれている。また、多数のLAWASIA会員が集まる大規模な年次総会のほか、各種セミナーやイベントを開催している。

(2) 人権と法の支配の重視

国際的な法曹団体としては、他にも、国際法曹協会（International Bar Association＝IBA）、国際弁護士連盟（Union Internationale de Avocats＝UIA）

等の団体があるが、これらの団体と比したLAWASIAの特徴の一つとして、特に、人権と法の支配の擁護という分野での活動に注力している点が挙げられる。そのため、LAWASIAでは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の普及と支持に努めるとともに、人権と法の支配への挑戦に関する懸念声明を積極的に発出している。

(3) 当会との関係

当会も団体としてLAWASIAに加盟しているところ、国際委員会の委員を年次総会に派遣し（近時では、2016年コロombo大会、2018年シェムリアップ大会、2022年シドニー大会等に派遣しており、2023年にはバンガロール大会に派遣予定である）、国際的なネットワークの構築や知見の交換に努めている。

また、2017年に東京にて年次総会が開催された際には、多数の当会会員がその組織運営に尽力した。

2 当会とLAWASIAとの間での 会長級ミーティング

(1) 会長級ミーティングの開催

LAWASIA側より、新型コロナの影響で、年次総会やセミナー等のネットワーキングイベントができていないため、WEB会議の方法にて、リーダー相互の意見交換の機会を作りたい、との提案があった。

これを受け、2021年5月18日、当会からは、矢吹公敏会長、志賀剛一副会長、国際委員会のミヒャエル・ミュラー委員長、光野真純副委員長、筆者ら（それぞれ役職は当時）が参加、LAWASIA側からは、会長のChunghwan Choi氏、次期会長のMelissa Pang氏（同）らの参加にて、会長級ミーティングが開催された。

(2) 関係強化の方策についての基本合意と実務者レベルでの協議

この中で、LAWASIAより、当会との関係強化に努めていきたい、との提案があり、当会もこれに賛同のうえ、その方策を実務者レベルにて協議していくこととなった。

実務者レベルでの協議は、当会の国際委員会とLAWASIAの通信・データ保護・テクノロジー法委員会 (Communication, Data Protection and Technology Law Committee) との間で行われ、その協議の結果、本セミナーの開催に向けた、企画、調整が進められていった。

(3) 本セミナーの位置づけ

このように、本セミナーは、LAWASIAと当会との間でのトップ会談に基づき、その関係強化のためのマイルストーンとして開催されたものであり、その意味でも、当会、LAWASIAの双方にとって、大きな意味を持つものであった。

3 当会とLAWASIAとの間での本セミナーの共催

(1) 本セミナーの題材について

本セミナーの題材としては、GDPR (EU一般データ保護規則) の施行後、年々重要性を増している、データプロテクションの領域を各国横断的に検討できるように、「データ保護法に関するアジア各国の最新の状況—GDPRと中国データ保護法との比較の視点から— ("The latest situation of Asian Nations regarding Data Protection Laws - From a comparative perspective with GDPR and Chinese data protection laws -")」とのテーマが設定された。

(2) 本セミナーの進行について

A Opening Speech、1st session 及び全体司会について

オープニングスピーチは、当会の吉田修副会長 (当時) が務め、当会の紹介やLAWASIAとの今後の

関係への抱負を語った。

その後、1st sessionについては、当会の広瀬元康会員 (国際委員会) がモデレーターを務め、当会の澁谷彰平会員 (国際委員会) のほか、LAWASIAより、Mr. Henning von Zanthier (ドイツ)、Ms. Maria Conception (フィリピン)、Ms. Yingyu Wang (シンガポール) の3名がスピーカーを務め、GDPRとの比較の視点を踏まえセッションを行った。

なお、全体司会については、LAWASIAとともに本セミナーの企画構成を担当した筆者がこれを務めた。

イ 2nd session 及びクロージングリマークスについて

2nd sessionについては、LAWASIA事務局長のDr. Gordon Hughes (オーストラリア) がモデレーターを務め、当会の森啓太会員 (国際委員会) のほか、LAWASIAより、Mr. Henry Chen (中国)、Ms. Vrinda Bhandari (インド)、Mr. Johhanes Sahetapy (インドネシア) がスピーカーを務め、中国データ保護法との比較の視点を踏まえセッションを行った (なお、このセッションにおいても、現実には、世界標準のデータ保護法であるGDPRとの比較の視点も多く見られた)。

また、クロージングリマークスは、当会とともに本セミナーの企画構成を担当したLAWASIAの通信・データ保護・テクノロジー法委員の委員長であるDr. Sunil Abeyaratne (スリランカ) がこれを務め、データ保護分野における豊富な知見に基づき、本セミナー全体の総括を行った。

(3) 各セッションにおける各国データ保護法の概要、特徴について

本セミナーより得られた各国法令に関する情報及び知見を、広く当会会員に共有させていただきたく、以下、本稿において、本セミナーにて解説された、各国データ保護法の概要や特徴の一部を簡単に紹介する。

なお、本稿は、本セミナーにおける発言及び投影

資料を基に執筆しており、原則として別途のエビデンスにて正確性を検証してはいないため、その点は、ご容赦いただきたい。

また、本セミナーにおいては、日本法の概要や特徴に関しても充実した解説が行われたが、本稿では、上記の観点から外国法令に関する情報共有を優先しているため、やむなく簡潔な記載としている。

詳細については、本セミナーの動画が当会 YouTube にアップロードされているため (https://www.youtube.com/watch?v=skocJmV_BGU)、当該 URL にアクセスのうえ、ご確認くださいとありがたい。

ア ドイツ

ドイツにおいては、個人データの処理及び移転については、欧州経済領域（EEA）で取得した個人データを対象とする GDPR（General Data Protection Regulation）が基本的に適用されており、国内法は幾つかがこれを補完するのみである（例：GDPR 上の情報保護責任者〔DPO＝Data Protection Officer〕の設置を義務付けている場合に加え、ドイツ法は、20 人の従業員がいる場合にも DPO の設置義務を課している）。

なお、GDPR は個人データ（センシティブデータを含む）を国家や企業から守るために制定されたものである。

(ア) 個人データの処理について

a 法的根拠の必要性

GDPR の原則として、個人データの処理を行うには法的根拠が必要である。法的根拠の例としては、データ主体の同意がある場合、データ主体が当事者である契約の履行に必要である場合、管理者が法的義務を遵守するために必要である場合等がある。

b 通知義務

個人データの処理について、データ主体に対し通知を行わなければならない。例えば、企業は、自社の従業員に対しても、個人データの処理について、通知を行わなければならない。また、GDPR に関する

情報は、ウェブサイト上でも掲示される必要がある（プライバシーポリシーの必要性）。

c 処理行為の記録

処理行為については、個人データに関わる全ての処理行為のリスト（消去日を含む）が記録されなければならない。

d 消去義務

個人データについては、個別の目的に必要な限りにおいて保存し、処理することができ、目的が存在しなくなった場合には、消去の義務がある（他方、ドイツ法において、一定の保持義務が存在するケースがあり、その場合は、GDPR に関わらず、目的達成後もデータを保持する必要がある）。

e データ主体の権利

データ主体の権利としては、情報権、アクセス権、訂正権、消去権、異議権、データポータビリティ権がある。

f 個人データの委託処理

個人データの委託処理を行う場合には、処理者の GDPR 基準を遵守する義務や、GDPR への違反、異議申立て等の報告義務が含まれたデータ処理契約を、処理者との間で書面にて締結しなければならない。

g 技術的及び組織的措置

個人データが確実に保護されるため、適切な技術的及び組織的措置（TOMs＝Technical and Organizational Measures）が実施されなければならない。

h 制裁金

制裁金は、2000 万ユーロ又は年間売上高の 4 % のいずれか高い額と大変高額である。

例えば、ドイツでは、H & M は 3500 万ユーロの罰金を受け、ルクセンブルクでは、アマゾン は 7 億 5000 万ユーロの罰金を受けている。

(イ) 個人データの移転について

第三国へのデータ移転については、原則禁止されるが、例外的に、移転先の国に十分性認定が認められる場合（日本は認められている）、当事者間で標準契約条項（SCC＝Standard Contractual Clauses）が

締結される場合、又は事業体グループ内での拘束的企業準則（BCR＝Binding Corporate Rules）が監督機関に承認される場合には許容される。

イ フィリピン

（ア）データ保護法制

データプライバシー法（DPA＝Data Privacy Act）が2012年に施行され、2016年に施行規則（IRR＝Implementing Rules and Regulations）が施行された。また、同法に基づき、国家プライバシー委員会（NPC＝National Privacy Commission）が設立された。データプライバシー法、施行規則、NPCの各種通達が、フィリピンのデータ保護法を構成している。

（イ）特徴

DPAは、GDPRの前身である欧州データ保護指令に倣ったものであるため、GDPRとも類似点が多く、GDPRにかなり近い形で発展している。また、NPCは、しばしば（法的拘束力はないが）GDPRや欧州データ保護指令に関する欧州当局の意見、勧告を引用することも多い。

他方、GDPRと比して、情報の自由な流れとのバランスも重視されており、例えば、国境を越えたデータ移転それ自体は制限されていない点は大きな違いである。ただし、データ移転それ自体は制限されなくとも、データ処理の地理的な場所を業務委託契約書に明記する必要がある。

ウ シンガポール

（ア）データ保護法制

シンガポールにおいては、データ保護法制としては、個人情報保護法（PDPA＝Personal Data Protection Act 2012）が存在している。

（イ）特徴

PDPAの特徴としては、a) 個人的又は家庭的な立場で行動する個人には適用されないこと、b) 雇用主は同意なしに従業員のデータを処理することができること、c) 公的機関には適用されないこと、d) ビジネスコンタクト情報には適用されないこと、が挙げられる。

シンガポールでは、データ処理それ自体について、国際競争力のあるビジネスに育て、もって、シンガポールをAPECのデータセンターのハブとしたい、と考えており、そのため、上記 b)、d) の場合が適用除外とされている。

ただし、d) について、何が個人情報で、何がビジネス情報であるかの線引きは微妙であるため、この点については、注意が必要である。

また、GDPRの比較としては、データ管理者の概念はGDPRと同様である一方、GDPR上のデータ処理者は、PDPA上はデータ仲介者とされている。そして、データ仲介者の義務は、1. 保護義務、2. 保存制限義務、3. データ侵害通知義務の3つのみであり、GDPR上のデータ処理者の義務と比して、かなり軽減されている。

また、データ主体の忘れられる権利については、GDPRのような消去権はないという点も特徴である。

なお、PDPAに違反した事業者に対する罰金は、厳格化の流れとなっており、現在は、年間売上高の10%又は100万シンガポールドルが上限となっている。そして、罰金の算定の基礎である年間売上高は、GDPRのように全世界における売上高ではなく、シンガポールにおける売上高と定義されている。

エ 中国

（ア）データ保護法制

サイバーセキュリティ法（Cybersecurity Law）、個人情報保護法（Personal Information Protection Law）、データセキュリティ法（Data Security Law）のデータ三法を中心とするデータ保護法制である。なお、国家も組織であるため、適用対象である。

（イ）特徴

a サイバーセキュリティ法

サイバーセキュリティ法21条は機密保護の義務を定めており、機密を保護するシステムを使用しなければならないとされており、システムの等級（5段階）により、保護すべき義務が異なる。多くの標準的なガイドラインが発行されているため、各組織はこれに従う必要がある。

b 個人情報保護法

個人情報保護法は、多かれ少なかれGDPRに類似している。例えば、データ主体は、問い合わせの権利、訂正権、削除権、権限付与や同意を撤回する権利、個人情報のコピーを取得する権利、個人情報アカウントを削除する権利を保有している。

c データセキュリティ法

データセキュリティ法は、国家安全保障や企業の商業秘密の守秘義務等を定めるものである。特に、データの国外移転については、多くの規制があり、関連法上も、一定の事由の場合（①データ処理者が域外で重要データを提供する場合、②重要情報インフラ運営者又は100万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が個人情報を域外で提供する場合、前年1月1日以降合計10万人の個人情報又は1万人のセンシティブな個人情報を域外で提供した場合、その他、中国サイバースペース管理局〔CAC=Cyberspace Administration of China〕が定める他の場合）、当該データの域外移転に関するセキュリティ評価を申告する必要がある、域外移転へのハードルがあるため、注意が必要である。

d 民法

民法上、個人情報の保護に関する条項があり、個人情報の侵害の場合、当該条項違反に基づく民事訴訟も可能である。

e 刑法

刑法上、個人情報の侵害について、状況が特に深刻である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑と罰金の併科がある。

組織等は、これらの法律で禁止されていることを行ったり、要求されていることを行わなかったりすることで、規制当局からの処罰を受ける（例えば、サイバーセキュリティの事故について、中国の公安機関は、現在「二重処罰制度」を実施し、ネットワーク運営者のみならず、主な責任者や幹部の責任も追及している）ため、その遵守や管理体制の確保が重要である（例えば、ネスレ社における個人情報の侵害事例

において、ネスレ社においては、従業員行動基準が整備され、管理体制が確立していることを理由とし、刑事責任を負うのは、ネスレ社ではなく、会社基準にも違反した従業員であるべき、とされている）。

オ インド

(ア) 現存するデータ保護法制

本セミナーの開催時点において、インドにはデータ保護法に関する特別法が存在しておらず、現存するデータ保護関連法としては、情報テクノロジー法（ITA-2000=Information Technology Act, 2000）が、すべての企業体は個人データとプライバシーを保護できるように合理的なセキュリティ慣行を確実に導入すべき旨を定めており、また、ITA-2000 43A条（企業体の責任=Liability of corporate entities）に基づき、合理的なセキュリティ実務と手順及びセンシティブ個人データ又は情報に関する規則（2011 Rules=Resonable Security practices and procedures and sensitive personal data or information Rules, 2011）が存在している。しかしながら、これらの関連法には、インド政府がデータ保護の規制を受けるCorporate entities=企業体の範囲から完全に除外されている、という問題点がある。

(イ) データ保護に関する特別法の立法状況

インドにはデータ保護に関する特別法が存在しておらず、2017年に最高裁がプライバシー権を憲法上の権利として保護されていると宣言したことにより、現在、データ保護法案（Data Protection Bill）が立法過程にある（ただし、2カ月前〔※本セミナー開催時点〕に同法案は撤回され、再提出される予定である）。

カ インドネシア

(ア) 現存するデータ保護法制

本セミナーの開催時点において、インドネシアにはデータ保護法に関する特別法が存在しておらず、個人情報保護に関する規定は、各種法律や規則に断片的に存在している。

現存するデータ保護法制は、電子情報及び取引法（EIT Law=Electronic Information and

Transactions Law)、電子システムの運用に関する政府規則 (Government Regulation on Operation of Electric Systems)、電子システム内の個人データの保護に関する通信情報大臣 (MOCI) 規則 (Minister of Communication and Informatics Regulation on Protection of Personal Data within Electronic System [Regulation 20/2016]) にて構成される、電子情報及び取引 (EIT = Electronic Information and Transactions) の規制枠組下の各条項である。

このうち、電子システムの運用に関する政府規則は、より成熟したデータ保護法制で一般的に見られる概念、例えば、合法的な同意、目的の制限、データの最小化等を規定している。

もっとも、データ保護を含む各条項の各規制を発出する際に、政府機関相互の調整が不十分であるため、規制の矛盾や重複が発生している状況にある。

(イ) データ保護に関する特別法の立法状況

現在、個人データ保護法案 (Personal Data Protection Bill) の立法過程にあり、これが制定されれば、セクターを問わず、より高い水準のデータ保護体制が整うことが期待される。同法案の最新公開版を見ると、GDPRの影響を受けたいくつかの概念、例えば、管理者と処理者の区別、センシティブ情報、データ保護責任者 (DPO) などの概念が採用されていることがわかる。

キ 日本

(ア) データ保護法制

個人情報の保護に関する法律が2003年に施行され、以降、少なくとも3年に1度の見直しが行われている。直近の改正は2020年6月と2021年5月に行われ、2022年4月1日に概ね施行されている。

ア) 特徴

個人情報の保護に関する法律は、他国のデータ保護法と比して、以下の特徴がある。

a 予見可能性

実施と解釈のための多くのルールとガイドラインがあり、予見可能性がある。

b トレーサビリティ

事業者の記録保持義務があり、トレーサビリティがある。

c 類似の概念の多さ

例えば、個人情報、個人データ、個人に関する情報等、類似のコンセプトの概念が多く、混乱しやすいため、注意が必要である。

イ) GDPR との関係

GDPR に準じた改正を重ねている。また、2019年1月23日、日本とEUは相互に十分性を認定している。

4 総括

このように、本セミナーは、当会とLAWASIAとの関係強化に向けた、2021年5月の会長級ミーティングを受け、当会国際委員会とLAWASIAの通信・データ保護・テクノロジー法委員会とが綿密に協力のうえ、開催に至ったものである。

また、本セミナーは、近時の社会的な関心事である、GDPRや中国データ三法をはじめとするデータ保護法制について、各国法令の最新知識を参加者に提供する貴重な機会となった。

そのため、当日は、228名という多数の視聴者がこれに参加のうえ盛況のうちに終了し、その参加者数は、当会の開催するセミナーとしては、最大規模のものとなった。

さらに、LAWASIAの側でも、本セミナーは大成功であった、との評価となっており、当会国際委員会の企画担当宛に、LAWASIA会長より感謝状が送られ、また、LAWASIAの2022年シドニー大会にて関係者から賛辞や労いを受けるなど、当初の開催目的を十分に達成するものとなった。

今後も、本セミナーを通じて強化されたLAWASIAとの関係性を基礎として、様々な国際的な施策を実現することで、当会の国際化に寄与し、もって、当会会員への国際的な知見の還元に貢献できれば幸甚である。

3 Lahore (Pakistan) 弁護士会の東弁への表敬訪問 —災害への法的支援、ハーグ条約等の家族法に関するセッション—

国際委員会委員 山原 英治 (44 期)

対面国際交流の復活

当会は2013年東京開催のアジア弁護士会会長会議 (POLA。山岸憲司元当会会長が日弁連会長としてホスト) や2017年LAWASIA初の東京大会 (同じく山岸元当会会長が座長) など、日弁連主催・共催の国際的な活動を支えるため多大の人的資源を供給し、貢献してきた。同時に、当会独自にパリ弁護士会など主要大都市弁護士会と友好協定を締結し、あるいはIBAなどの国際法曹会議体のメンバーとして、会員を海外に派遣し、交流し、もって当会の国際的認知を高めてきた。

国際交流は片面的ではあり得ない。当会は「日本における最大単位会」であることから海外大都市弁護士会や主要法曹団体メンバーから表敬訪問を受けることもしばしばある。その表敬訪問時には当会を代表して応接する理事者のサポートをすることが国際委員会の主要な役割の一つである。ほとんどの歴代の理事者の方々はこのことをよく理解され、適宜当委員会に来訪調整や接受段取りなどを要請されてきた。当委員会メンバーはこれに応じて、海外留学や業務、或いは弁護士会活動を通じて培った海外法曹との繋がりを活かし、当会の国際交流・活動に還元してきた。

ところが、新型コロナによる渡航制限によって海外に赴いて各種国際会議に参加することが殆どできなくなり、その間、当委員会の国際交流はオンラインのみで行わざるを得ない状態が約3年間続いた。知識の獲得だけに限れば、オンラインは確かに有用ではあるが、しかし、真の国際理解は対面での親密な交流がなくては成しえないことが現在諸分野で認識されつつある。当会の国際交流も然り、である。

幸い、今年に入って少しずつ対面交流が可能にな

ってきた。そのような状況下、本年2月7日に久々にパキスタンのラホール弁護士会から訪問団が来訪し、当会は会長ほか理事者とミュラー委員長ら当委員会のメンバーで応接することとなった。ラホール弁護士会は新型コロナ以前約10人前後の訪問団を毎年当会に送ってきた実績があり、その訪問再開は先方の強い希望でもあったところ、漸く実現したものである。

当会表敬時の参加メンバー

ラホール弁護士会側はInternational Affairs Committee 委員長を含む5名:

Naveed Ur Rehman, Chairman (Head of Delegation)
Muhammad Arshad
Shagufta Bibi
Hannan Hamza
Umer Nisar

当会側は伊井会長、吉田 (当委員会担当) 副会長、寺町副会長の各理事者に加えて、国際委員会委員6名:

ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー委員長
三好慶副委員長
栗林勉委員
今里恵子委員
山原英治委員
西村早紀子委員

挨拶の交換

両会からは冒頭で挨拶を交換し、参加メンバーの紹介、写真撮影を行った。2017年に洲上会長 (当時) が World City Bar Leaders (WCBL。世界大都市弁護士会会議) の東京大会で並みいる大都市弁護士会



左 伊井和彦 2022年度当会会長
右 Naveed Ur Rehman氏（ラホール弁護士会）

会長ほか幹部の前で英語でオープニング・プレゼンテーションをした際も感じられたことであるが、理事者自らが英語で発信することは非常に大事である。今回、当会からは伊井会長がご自身で挨拶を行ったので、先方には当会の歓迎をより直截に伝えることができたようだ。なお、コロナ以前と比較するとラホール弁護士会訪問団は少人数だったが、2020年に法曹になったばかりという若いメンバーを参加させてきたことが印象的だった。若手がシニアメンバーと同行することは、世代を超えた国際交流が実現するからである。

主要トピックのプレゼンテーション

次いで慣例どおり、両会交互に関心のある法的トピックについてプレゼンテーションと意見交換を行った。これについては、当委員会三好副委員長による事前の入念な調整と段取りが行われたところである（三好副委員長はビザ取得アレンジにも尽力したため、派遣団からは特に三好副委員長への感謝の表明があった）。

第一テーマ：

世界の環境災害と被災者への法的支援

地球温暖化の影響が世界各地で大災害が頻発する現代において、このテーマは世界中の大都市弁護士会にとって大きな関心事になっている。ラホール側からは最近パキスタン全土が大洪水被害に遭ったことか

ら、その被害者への救済援助の報告があった。法制度として災害対策関連法（The National Disaster Management ActとThe National Disaster Response Plan (NDRP)）、更に法的救済機関や基金などが存在するが（例えば2005年の大地震後に設立された災害対策調整機関としての「NDMA」(National Disaster Management Authority)やパキスタン赤新月社）、大災害が頻発するパキスタンにおいて国際的な救援確保が充分ではないという説明が行われた（NDMAが他の機関の助力受け入れ、協働に消極的という批判の紹介あり）。なお、以前WCBL（当会はパリ弁護士会などと共に創設メンバー）報告の際、米国の弁護士から州を跨ぐ弁護士の（救済）活動（例えば法律相談）については州法上の規制が論点になるという話があったので、その点について質問をしたところ、「（パキスタンでは）その問題は無い」とのことだった。

当委員会からは栗林委員が東日本大震災時に日弁連や当会など弁護士会が被害者賠償請求権時効延長に関する立法に尽力した例を伝え、「なるほど！それは素晴らしい」という感じで拍手がラホール側からあった。私自身、原賠相談対応で福島に赴いたので、当会が会員を現地に派遣して相談救済業務を現地弁護士会と協力して行ったことや救済立法に尽力したことなどを、このように海外の弁護士に発信できたことを大変有意義に感じた。

第二テーマ：

離婚、監護権、養育費、子の引き渡し、ハーグ条約、面会交流などの家族法の問題とその両国への遡及的影響

第二のテーマは離婚に伴う子の引き渡し問題を中心とする家族法の諸論点で、当委員会今里委員が同ハーグ条約の専門家であることから、日本法下での離婚、特に離婚調停のやり方を中心にハーグ条約以降の子の引き渡し問題など日本での実務を分かりやすく紹介し、これには先方から活発に質問があったので、関心と理解のあったことを感じた。

他方、パキスタンであるが、ムスリム家族法の下で

は一般的に言えば男児は7歳まで、女児は13歳まで子の監護権 (hizanat) は母にあるとされるところ (厳密には「セクト (宗派) により異なる」とのこと。なお、女児に関しては、母が再婚すると監護権を失う可能性に言及あり)、国際的な文脈ではパキスタンはハーグ条約締結国であるため同じく締結国となった日本との関係で同条約に依拠可能とのことだった。この点、英国領に属していた経緯からそもそもハーグ条約以前に英国法流の扱いに慣れていること、実際、スコットランド裁判所が出した子の移動禁止命令を無視してパキスタン人の父親が12歳の娘をパキスタンに連れ出したケースで、母親 (英国人らしい) の監護権をラホール High Court が認めたケース (Ms Louise Anne Fairly v Sajjad Ahmed Rana) に言及があり、これについては認識を改めたところである。同時に、離婚の方式にはスンニ派、シーア派といった宗派別、更に外国人との国際結婚の場合、などなど複雑なパターン毎に違いがあり、これについてはイスラム教の理解を含まかなり専門的な知識が無いと対処は困難とみた。日本人女性とパキスタン人男性の結婚のケースは身近だけに、ここは実務上参考になるかと思う。一般に、当会会員にとっては珍しい情報だと思うので、ラホール側プレゼンテーション資料から以下の事項をここに記載しておくことにする。

離婚に関係する法律 (読者検索の便宜のため、英語そのままで抜粋) :

- Amendment of the Dissolution of Muslim Marriages Act, 1939 (VIII of 1939)
- Muslim Family Laws Ordinance, 1961
- West Pakistan Rules under the Muslim Family Laws Ordinance, 1961
- Family Courts Act, 1964
- The Divorce Act, 1869 (only effective if one of the parties is non-Muslim)

離婚の種類 :

スンニ派の場合→夫が3回離婚 (talaq) を宣言すると速やかに離婚が成立する。当該妻の面前であるか、

証人が臨在するかを問わない (!?)。但し離婚証明書の交付までに union council による紛議解決の調停作業が実施される、とのこと。

シーア派の場合→同様に夫による宣言離婚 (talaq) が存在するが、厳格なアラビア語の用法を要し、二人の成人男性と妻の面前で行われる必要がある。

妻からの離婚→聖典クアルーンとスンナ (Sunnah。踏み慣らされた道、慣行) に基づいて、裁判所を通じて可能 (Khula)。愛情があるか憎悪があるかという感情は判断基準ではなく、婚姻継続が有害であると認められるかどうか (婚姻上の相互の義務を履行できるかどうか) が基準。また、妻が Khula の権利を行使すると、これは妻の権利であり裁判所は拒否できないとラホール High Court は判断しているのであるが、夫から得た利益をすべて返還することを要する。

合意による離婚→可能 (Talaq-i-Muba'arat)

なお、ムスリムの夫から妻に対して離婚宣言の授権が可能とのことだったが (Talaq-i-Tafweez)、シーア派では認められない (ただ特殊なアラビア語を利用するなど一定の要件を踏まえれば可能) という説明があり、もはや筆者の理解を超えていた。

まとめ

以上が当委員会からの簡単な報告となる。離婚の方式などは興味深いもののなかなか理解が困難な分野でもあり、先方説明の詳細はここに書ききれないので、当会会員で関心をお持ちになった方は、当委員会までご照会いただければと思う。

新型コロナによって、Zoomなどのオンラインを使った新たな発信手段を得た一方で、実際に顔を合わせての交流がないままでは当会の実際の諸活動に対する先方認知はかなり低いことも判明している。今回のラホール弁護士会来訪は対面交流に大きな意義のあることを再認識させた。今年は渡航制限も緩和され世界各地で法曹が一堂に会する国際会議が再開されつつあるので、当会会員の海外派遣によって当会の活発な発信が復活することを期待するものである。

4 ABA・東弁共催イベントを振り返って

国際委員会委員 広瀬 元康 (58期)



2023年3月初旬、米国法曹協会（American Bar Association、以下「ABA」という）会長のデボラ・エニックス・ロス氏（Ms. Deborah Enix-Ross）と、ABA国連代表・ABA国際法部会前委員長のスティーブン・M・リッチマン氏（Mr. Steven M. Richman）が来日した。

その訪問歓迎セッションとして、同月2日には、東京で当会とABAの共催セミナー（以下「本セミナー」という）が開催された。そして、本セミナー後には、ABAを代表する両氏と当会会長との表敬セッションが、当会会長室にて行われた。これらのイベントは、ABAを代表する弁護士らを通じた当会とABAの関係強化はもちろんのこと、当会を含む日本の法曹界の抱える問題に対する大きな示唆を含んだ内容であり、この紙面を借りてその内容を報告したい。

第1 本セミナー

まず、本セミナーの特徴を概観し、ABAの弁護士らの報告内容要旨に加え、日本の法曹界におけるその意義を検討する。

1 本セミナーの概要・特徴

本セミナーは、2023年3月2日午後2時より、東京の弁護士会館にて、吉田修副会長のオープニングスピーチに始まった。以下のような点を特筆したい。

(1) 登壇者

本セミナーには、以下の各弁護士が登壇した。とりわけ、ABAのトップの弁護士らがスピーカーとして自ら登壇し、米国における法曹界の現状を詳細に報告したのは貴重な機会であった。

スピーカー

- ・デボラ・エニックス・ロス弁護士（ABA会長）
- ・スティーブン・M・リッチマン弁護士（ABA国連代表・ABA国際法部会前委員長）

コメンテーター

- ・坂野維子会員（国際法曹協会（IBA）ダイバーシティ＆インクルージョン評議会 共同議長）

モデレーター兼通訳

- ・広瀬元康委員（国際委員会委員）

(2) リアル開催

本セミナーは、幸いなことに、コロナ禍も終息に向かっていた時期に行われたことから、当弁護士会館の会議室におけるリアル開催が実現し、当会においても多数の参加者を招待した。そのため、参加者からも現場で多数の質問が寄せられ、日米両国における共通の問題や相違点について、面前で活発な議論を交わすことができた。

(3) 日米の法曹界に共通する問題を扱ったテーマ設定

本セミナーのテーマは、法曹界におけるダイバーシティ＆インクルージョンとウェルビーイング（Diversity & Inclusion and Well-being in the Legal Profession）であり、ABAの両氏が、米国における現状の問題点とABAの取り組みについて、スライドを用いてプレゼンテーションを行った。

具体的には、米国の法律事務所における女性やマイノリティに対する待遇やキャリアの定着度において、実質的な平等が実現されていない問題が議論された。これらにも関連して、弁護士をはじめ法曹関係者が抱える過労やストレスによる心身の健康をめぐる問題が深刻化していることも示された。いずれもABA内の客観的な統計や調査結果を引用しながら解説がなさ

れ、大変に説得力のある内容であった。

とりわけ、コロナ禍により長期に亘るリモートワークが行われた結果、所員間のコミュニケーションが不足し、上記のような問題を抱える弁護士らが上司や同僚に悩みを率直に相談する機会が十分に得られなかったことにより問題が大きくなったという指摘もなされた。

これらの問題はいずれも、日本においても共通の問題意識や取り組みが従来から存在したものの、ABAのように体系的に現状と問題点、解決策を分析した内容は斬新であり、今後の日本の法曹界における弁護士の働き方についても一石を投じるものであったように思われる。

2 報告・議論の主な内容

本セミナーにおける報告・議論は、主としてABAの両弁護士が交互に語る共同発表の形で、スライドを用いて行われた。その主たる2つのテーマとして、法曹界における①ダイバーシティ・インクルージョンと、②ウェルビーイング（心身の健康）の各問題が、それぞれ前半と後半に取り上げられた。そこで、ABAの弁護士らが報告した内容の一部を紹介する。

(1) ダイバーシティ・インクルージョン

まず、法曹界における偏見・バイアスの根絶とダイバーシティの確保は、ABAが掲げる4つの重要な目標の1つと位置付けられており、米国では弁護士会の各委員会において専門の部局が設けられ、ガイドライン等が策定されるのみならず、その達成状況は頻繁に調査・再評価されている。特に、女性や有色人種に対して上位職を与えるインセンティブには積極的である。

その結果、2018年から2022年にかけて、米国では女性弁護士の比率が36%から38%に漸増する等の成果がみられたが、未だ女性の平等な進出は不十分だと考えられている。特に米国内では、カリフォルニア州のように、弁護士会に一定数の女性役職者をおくことを義務付ける州もあれば、そのような制度が未整備な州もあるため、ABAは上記の動きを全米に限らず呼び掛ける運動を行っている。

また、男女の性差だけでなく、人種的なマイノリティに対する差別を防止する施策も同様に進められている。米国では、80数%の弁護士がコーカサス系白人であるが、その他の人種の比率も漸増している。

そのような現状を踏まえ、法曹界において、マイノリティにとっての難題は、参入の段階とその後のキャリア定着の2段階に亘ることが強調された。すなわち、重要なのは、ロースクールや新卒採用といったキャリアの入口でマイノリティの参入を促進するのみでなく、その後、いかにマイノリティに昇進の機会を平等に与え、そのキャリアを持続させていくかである。実際のところ、米国の法律事務所の中には、表面的には平等を謳いながらも、女性や有色人種の弁護士が、その稼働実績や昇進において事実上不利に扱われるケースも散見されることから、改善が急務となっている。

そして、ダイバーシティの確保やマイノリティに対する差別的扱いの防止は、クライアントやリクルート生をはじめとする外部者の目によっても担保される。すなわち、外部者が法律事務所を選ぶときの評価資料として、マイノリティの所内での活躍状況について担当弁護士に対してストレートに質問してくるケースも珍しくないということである。

このほか、米国の各弁護士会では、法律事務所内でのマイノリティへのハラスメントについては、通報義務も含めた懲戒処分を含め厳しく対処しており、ABA自体は懲戒権者ではないものの、その仕組み作りには一役買っている。

(2) ウェルビーイング

米国では、コロナ禍以前から、弁護士等の法曹関係者は、他の職業の者と比べても、過労やストレスによる心身の病気を抱えやすいと考えられてきた。それが、コロナ禍のリモートワークにより、仕事とプライベートの境目がなくなり、特に若年の弁護士は所内のメンター的な先輩弁護士とコミュニケーションを取る機会を奪われ、この傾向が悪化したことは否めない。また、これにより、上記のマイノリティの問題とも関連し、マイノリティに属する弁護士らが更に不利な状況に追いやられる傾向もみられた。

このように、弁護士が過労によるストレスで心身の健康を害しやすい要因には、弁護士という職業の性質も関係しているように思われる。すなわち、多くの弁護士の間には（特に訴訟担当は顕著であるが）、所内外の競争圧力に屈することなく、（たとえ強制されなくても）長時間労働による成果主義を美德とするようなカルチャーが存在する。また、そうなるとクライアント側も弁護士に対する期待や要求も過剰になりがちであり、無理な短納期で弁護士に業務を依頼し、深夜・休日を問わず即時対応を求めてくる場合もある。このように、弁護士とクライアントが無理な過密労働への期待値を相互に高め合ってしまうという悪循環に陥っている。

しかしながら、職務において高い倫理性が求められる弁護士が心身の健康を保てないというのでは、社会全体にとっての大きな損失にもなりうる。

これらの状況を改善するには、まずは法律事務所のエクイティパートナーの意識改革も重要であって、まずはハラスメントを含めた非合理的働き方等、事務所内に内在する原因から取り除いていくのに加え、メンタルな問題も含め、弁護士が心身の不調を気軽に躊躇することなくホットライン等に相談できる環境を整備することが重要だという点が強調された。これらの点についても、ABAはガイドラインの策定等の取り組みを行っている。

3 日本の法曹界における意義

ABAの弁護士から提起された米国の法曹界における上記のような諸問題は、いずれも日本でも同様に発生しているため、当会を含めた日本の法曹界でも一考に値する点が多かった。

たとえば、当会では男女共同参画推進本部が設けられ、ABAの取り組みにも似た活動が行われており、弁護士会の副会長クラスや各委員会の正副委員長等の上位職に一定数の女性が就任することを促す、女性弁護士の出産時には会費免除の措置を設ける等の積極的施策もなされている。もっとも、日本では、大部分の法律事務所は弁護士数人以下で構成される

小規模事務所であるため、米国のようにガイドラインの策定やダイバーシティの対外評価という点まで意識が回らないのが現状だという指摘も日本側からなされた。

また、業務の過労やストレスによる弁護士のウェルビーイングへの影響の点については、日本の場合、法律事務所内での無言の圧力もさることながら、クライアント企業の要求が厳しすぎることに起因するケースが多い。その一方で、近年では企業側も働き方改革等により、深夜・休日の不要な業務を忌避する傾向があり、通常の勤務時間外に必要以上にメールのやり取りで弁護士を急き立てることも、以前よりは少なくなったのではないかと指摘も日本側からなされた。

第2 表敬訪問

本セミナーに続き、ABAのデボラ・エニックス・ロス氏、スティーブン・M・リッチマン氏と当会会長との表敬セッションが会長室にて行われた。同表敬セッションには当会国際委員会の関係者らも参加し、同委員会の三好慶副委員長が司会を、ミヒャエル・ミュラー委員長が通訳を務めた。当会会長からはABA両氏の訪日とセミナー開催に謝意を表するとともに、その前に行われた合同セッションのテーマについても、実務的な現状を踏まえ、両者間で若干の意見交換が行われた。そして、最後に写真撮影等を行って締めくくった。



ABAのDeborah Enix-Ross会長とSteven M. Richman氏（元ABA国連代表）を囲んで